# 【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2022年7月21日

【会社名】 サトウ食品株式会社

【英訳名】 SATO FOODS CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 佐 藤 元

【本店の所在の場所】 新潟県新潟市東区宝町13番5号

【電話番号】 (025)275-1100

【事務連絡者氏名】 常務取締役管理本部長 佐 藤 浩 一

【最寄りの連絡場所】 新潟県新潟市東区宝町13番5号

【電話番号】 (025)275-1100

【事務連絡者氏名】 常務取締役管理本部長 佐藤浩一

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

#### 1【提出理由】

当社は、2022年7月20日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

#### 2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日 2022年7月20日

#### (2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

期末配当に関する事項

当社普通株式1株につき金50円

#### 第2号議案 定款一部変更の件

1.株主総会資料の電子提供制度の導入に関する変更

「会社法の一部を改正する法律」(2019年法律第70号) 附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、定款第16条の変更を行うとともに、効力発生日等に関する附則を設ける。

2. 取締役の任期に関する変更

取締役の任期を2年から1年に変更することに伴い、定款第19条(任期)第1項の変更及び第2項を削除する。

#### 第3号議案 取締役9名選任の件

取締役として、佐藤元、加藤仁、佐藤浩一、頼田武幸、赤塚昌一、渡邊今日子、佐藤大裕、 増井哲也、齋藤貴介を選任する。

#### 第4号議案 補欠監査役1名選任の件

補欠監査役として、樋山忠則を選任する。

## 第5号議案 会計監査人選任の件

監査法人A&Aパートナーズを会計監査人に選任する。

#### 第6号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

本総会終結の時をもって退任する取締役1名に対し、その在任中の労に報いるため、退

職

慰労金を当社所定の基準に従い相当額の範囲内で贈呈することとし、その具体的金額、贈呈の時期及び方法等は取締役の協議に一任する。

# (3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%)	
第1号議案 剰余金の処分の件	44,223	10	0	(注) 1	可決	99.98
第2号議案 定款一部変更の件	44,225	8	0	(注) 2	可決	99.98
第3号議案 取締役9名選任の件						
佐藤 元	44,053	180	0	(注) 3	可決	99.59
加藤 仁	44,226	7	0	(注) 3	可決	99.98
佐藤 浩一	44,215	18	0	(注) 3	可決	99.96
頼田 武幸	44,224	9	0	(注) 3	可決	99.98
赤塚 昌一	44,219	14	0	(注) 3	可決	99.97
渡邊 今日子	44,222	11	0	(注) 3	可決	99.98
佐藤 大裕	44,220	13	0	(注) 3	可決	99.97
増井 哲也	44,214	19	0	(注) 3	可決	99.96
齋藤 貴介	44,225	8	0	(注) 3	可決	99.98
第4号議案 補欠監査役1名選任の件	44,220	13	0	(注) 3	可決	99.97
第5号議案 会計監査人選任の件	44,228	5	0	(注) 1	可決	99.99
第6号議案 退任取締役に対し 退職慰労金贈呈の件	44,032	201	0	(注) 1	可決	99.55

- (注) 1. 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。
  - 2.議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。
  - 3.議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

## (4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより各議案の可決要件を満たし、会社法に則り適法に決議が成立したことが明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。